

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年 3 月15日
【会社名】	佐渡汽船株式会社
【英訳名】	Sado Steam Ship Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 尾崎 弘明
【本店の所在の場所】	新潟県佐渡市両津湊353番地
【電話番号】	(0259) 27 - 5174
【事務連絡者氏名】	本社統括課長 金子 吉光
【最寄りの連絡場所】	新潟市中央区万代島 9 番 1 号
【電話番号】	(025) 245 - 2366
【事務連絡者氏名】	総務課長 渡辺 大輔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2022年2月25日開催の当社取締役会において、当社の普通株式の併合を目的とする、2022年3月25日開催予定の定時株主総会を招集することを決議し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の4の規定に基づき、2022年2月25日付で臨時報告書を提出しておりますが、2022年3月15日、新潟県中小企業再生支援協議会が関与する当社の私的整理手続において、当社が策定し、2022年1月26日に当社の取引金融機関（個別に又は総称して以下「本対象債権者」といいます。）に対して提示した当社の再生計画案が本対象債権者全員の同意により成立したことに伴い、これに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項により準用される同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

（1）本株式併合の目的

- オ． 本対象債権者との協議について
- キ． 本第三者割当及び本子会社化取引に関する留意事項

3【訂正内容】

訂正箇所は____を付して表示しております。

（1）本株式併合の目的

- オ． 本対象債権者との協議について

（訂正前）

＜前略＞

その後、当社は本対象債権者との間で協議を重ね、本第三者割当の実施を内容とする当社の事業再生計画案（以下「本再生計画案」といいます。）を策定し、2022年1月26日の債権者会議において、本再生計画案の提示を行いました。当社の2021年11月30日時点の借入金残高は合計8,770,800千円であるところ、本再生計画案において、当社は、（ ）本B種種類株式第三者割当により調達した資金による第四北越銀行に対する既存借入金債務1,500,000千円の弁済、（ ）本対象債権者に対する既存借入金5,830,800千円についての借換え又は条件変更による1年9か月間の元本返済の猶予及びその後15年間の分割返済とする金融支援（うち4,216,114千円についてはシンジケートローンの方法による借換え）、並びに（ ）本対象債権者に対する既存借入金1,440,000千円（劣後ローン）についての返済条件の維持を要請しております。今後、本再生計画案について、本対象債権者に説明を尽くしてご理解をいただき、本対象債権者から本再生計画案に同意いただくことで、本再生計画案の成立を目指してまいります。

なお、本再生計画案は、本対象債権者全ての同意により成立するものであり、本第三者割当は、本再生計画案の成立を条件としています。

（訂正後）

＜前略＞

その後、当社は本対象債権者との間で協議を重ね、本第三者割当の実施を内容とする当社の事業再生計画案（以下「本再生計画案」といいます。）を策定し、2022年1月26日の債権者会議において、本再生計画案の提示を行いました。当社の2021年11月30日時点の借入金残高は合計8,770,800千円であるところ、本再生計画案において、当社は、（ ）本B種種類株式第三者割当により調達した資金による第四北越銀行に対する既存借入金債務1,500,000千円の弁済、（ ）本対象債権者に対する既存借入金5,830,800千円についての借換え又は条件変更による1年9か月間の元本返済の猶予及びその後15年間の分割返済とする金融支援（うち4,216,114千円についてはシンジケートローンの方法による借換え）、並びに（ ）本対象債権者に対する既存借入金1,440,000千円（劣後ローン）についての返済条件の維持を要請しております。

なお、本再生計画案は、本対象債権者全ての同意により成立するものであり、本第三者割当は、本再生計画案の成立を条件としているところ、2022年3月15日、本対象債権者全ての同意により本再生計画案が成立いたしました。

- キ． 本第三者割当及び本子会社化取引に関する留意事項

（訂正前）

上記のとおり、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識せざるを得ない状況となっており、本再生計画案が成立しない場合本定時株主総会で本第三者割当及び本子会社化取引に係る議案のご承認がいただけない場合、又は、みちのりホールディングスと締結した本出資契約（みちのりホールディングス）に定めるみちのりホールディングス第三者割当及び本子会社化取引の実施の前提条件が充足されない場合に、みちのりホールディングスからのスポンサー支援及び第四北越銀行による本B種種類株式の引受けの実施の合意等をいただけないときには、当社の事業の継続は極めて困難になる可能性があります。

（訂正後）

上記のとおり、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識せざるを得ない状況となっており、本定時株主総会で本第三者割当及び本子会社化取引に係る議案のご承認がいただけない場合、又は、みちのりホールディングスと締結した本出資契約（みちのりホールディングス）に定めるみちのりホールディングス第三者割当及び本子会社化取引の実施の前提条件が充足されない場合に、みちのりホールディングスからのスポンサー支援及び第四北越銀行による本Ｂ種種類株式の引受けの実施の合意等をいただけないときには、当社の事業の継続は極めて困難になる可能性があります。なお、みちのりホールディングス第三者割当及び本子会社化取引は、本再生計画案の成立を条件の一つとしているところ、2022年３月15日、本対象債権者全ての同意により本再生計画案が成立いたしました。

以 上